

神戸市交通局広告作業安全作業心得

平成 20 年 4 月 1 日
改正平成 21 年 4 月 1 日
改正平成 22 年 2 月 1 日
改正平成 28 年 4 月 1 日
改正令和 4 年 4 月 1 日
改正令和 5 年 4 月 1 日
改正令和 6 年 4 月 1 日
改正令和 7 年 4 月 1 日
改正令和 8 年 4 月 1 日

神戸市交通局

神戸市交通局広告作業安全作業心得（以下「本心得」という。）は、鉄道事業法、道路運送法、神戸市交通局高速鉄道安全管理規程、神戸市交通局乗合自動車安全管理規程、その他の輸送の安全に関する法令に基づき、輸送の安全を確保し、安全管理体制の確立及び輸送の安全水準の維持・向上を図ることを目的として定める。

神戸市営地下鉄の広告媒体は、駅コンコース、地上への出入口や乗降階段の見附及びホーム軌道内等に設置されている。作業に危険を伴う箇所が多いため、作業にあたっては安全確保を最優先とし、乗客・通行人の保護と列車運行に支障をきたさないよう細心の注意を払うこと。

神戸市バス営業所等での広告作業についても同様とする。

事故等が発生し、その事故が作業実施事業者の過失によると認められる損害に対しては、賠償を求める場合があるため、下記事項を厳守し安全作業に万全を期すること。

1 事前作業申請手続き

（1）地下鉄駅構内広告作業

① 作業時間帯

時間帯別の作業可能エリア・媒体に従い、該当時間帯で作業すること。

該当時間帯であっても、駅構内の工事や近隣イベント実施日など、通行状況によっては、駅職員判断により作業を中止・変更させることがある。

交通局営業課（以下、営業課）承認後であっても、駅職員の指示に従うこと。

ア．営業時間内（10 時 00 分～16 時 00 分 ラッシュ時除く）

手の届く壁面・柱巻き等（コンコース階・ホーム階共通）

イ．終車後

地上への出入口階段、乗降階段見附、天井部媒体、常時人流の多い場所
(コンコース階・ホーム階共通)

ウ．架線送電停止確認後の軌道内
軌道内の側壁電飾看板（西神・山手線、海岸線）

② 作業申請等

ア．作業責任者は、様式 1 または様式 2 を、原則 1 週間前までに E メールで阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社（以下、h h m s）へ提出すること。

※広告作業責任者名と認定番号を必ず記載すること。

※西神・山手線上沢駅以東の駅では、作業連絡簿の「北神線停電確認」へチェックを行うこと。

※夜間作業の場合で、鍵・照明・エレベーターの使用等が必要な場合や、騒音が出る作業については、作業連絡簿の特記事項に記載すること（営業課から各駅長へ連絡して確認し承諾を得る必要があるため。）

イ．h h m s は作業連絡簿等の内容確認後、速やかに営業課へメール報告すること。

ウ．営業推進課は、作業連絡簿等の内容確認後、駅等の関係部門に連絡する。

※以下の駅は、終車後に電車留置（泊車）があり、作業エリアによっては電気区・保線区との調整が必要。営業課は 1 週間前までに留置変更の依頼を行う。

- 西神・山手線 新神戸駅、名谷駅、西神中央駅
- 海岸線 三宮・花時計前駅、新長田駅

関係区	運転指令区、管区、乗務区、変電区、電気区、保線区
-----	--------------------------

(2) 市バス営業所内広告作業

① 作業責任者は、作業日の原則 1 週間前までに h h m s へ連絡すること。

② 作業日前日に、h h m s が営業所へ該当車両の待機時間を確認し、作業責任者へ連絡を行う。

2 当日の広告作業手続きについて

(1) 作業責任者は、交通局指定の腕章（様式 3）を着用し、神戸市交通局広告作業責任者資格認定書（以下、認定書）の認定番号を控えておくこと。

また、身分証を携行し、要請時に提示できる状態とし、作業員全員に腕章を着用させること。

(2) 作業責任者は作業員の集合時に次の確認を行うこと

不適正項目が認められた場合は作業に従事させてはならない。

- ① 作業員数
- ② 酒気・健康異常の有無
- ③ 服装の適切性
- ④ 腕章・安全ベスト・ヘルメット等の装備
- ⑤ 携行品の点検(懐中電灯、赤色回転警告灯、必要器具・資材等)

※地下鉄駅構内作業のみ

(3) 作業開始及び終了連絡

作業責任者は、作業開始・終了時に、関係各所に必要事項を連絡すること。

① 地下鉄広告作業

ア 共通事項

i 終車前作業

駅長室に作業開始・終了を報告し、承認を受けること

点線内の作業は原則として h h m s 又は局職員が行う

ii 終車後作業

局職員と照明点灯箇所、退出場所・方法(シャッターボックス鍵)、エスカレーターの停止等を事前調整すること。

作業終了後は運転指令連絡用アドレス

(exitdesk.untenshirei@gmail.com) 宛に下記内容を送付すること。

- ①作業連絡簿番号
- ②退出駅名
- ③作業責任者の所属・氏名
- ④その他(必要に応じて)

退出時は置き忘れの有無を確認し、必要幅のみシャッターを開放して全員退出後に完全閉鎖を確認してから撤収すること。

イ ホーム階広告作業

軌道内に立ち入る前に、運転指令(西神・山手線 1 9 1 / 海岸線 1 8 1) ホーム階に立ち入ることを連絡すること。終了後も、作業完了と退出人数を連絡すること。

ウ 軌道内広告作業

軌道内に立ち入る前に次の確認を行うこと。

最終電車通過後、運転指令(西神・山手線 1 9 1、海岸線 1 8 1)へ作業員数等を報告し、モーターカー走行の有無を確認のうえ、軌道内立入を連絡すること。次に、電力指令(1 5 1)に下記時刻で架線送電停止していることを確認すること(停止・開始時刻に注意)。

	送電停止確認時刻		送電開始時刻 (作業終了連絡時刻)
西神・山手線 北神線	県庁前駅以東	大倉山駅以西	北神線
	平日 0 時 50 分	平日 1 時 25 分～1 時 33 分	4 時 45 分 西神・山手線
	土日祝 0 時 55 分～1 時 05 分		4 時 50 分
海岸線	平日・土日祝 0 時 20 分～0 時 30 分		4 時 50 分

② 市バス営業所内広告作業

- ア 作業開始・終了時は、営業所職員に報告し、承認を受けること。
- イ 作業終了をh h m sに連絡し、翌営業日中にEメールにてモニター写真を提出すること。

- (4) (冬季の谷上駅などで) 雪または凍結などの発生が予測される場合は、当局より作業の中止及び作業時間の変更を要請する場合がある。
- (5) その他、予期しない事象により作業が困難である場合など、当局より作業の中止及び作業時間の変更を要請する場合がある。

3 事故発生時の連絡方法

事故防止及び安全確保に万全を期して作業を行い、万が一事故等が発生したときは、作業責任者は速やかに以下の通り対応すること。

(1) 事故内容の報告・事故復旧作業

事故状況を以下のとおり報告し、復旧作業及び負傷者救護に努めること。

【地下鉄広告作業】

営業時間内：駅長室

営業時間外：運転指令（必要に応じて電力指令）

(内線 西神・山手線 191、海岸線 181、電力指令 151)

【市バス広告作業】

営業所職員へ報告

(2) h h m s へ事故発生状況・内容を報告

h h m s へも同様に報告すること。

報告を受けたh h m s は、営業課へ報告すること。

(3) 原因調査と再発防止策の報告

翌営業日中に、原因と再発防止策をh h m s へ報告すること。

報告を受けたh h m s は、営業課へ報告すること。

4 広告作業の注意点

(1) 共通事項

- ① 作業責任者の立ち会いのもと、作業すること。
- ② 作業責任者は、作業現場に常駐し、指揮監督・事故防止・安全確保・緊急対応・現場状況の把握を行うこと。
- ③ 作業責任者は開始前に時刻を確認し、開始・終了時刻を厳守すること。
- ④ 作業員全員が腕章・安全帽・安全ベストを着用し、停電に備えて懐中電灯を携行すること。
- ⑤ 事故防止及び安全確保の徹底
- ⑥ 作業内容に応じて、安全柵（バリケード・ロープ等）を設置すること。
- ⑦ ほこり等が発生する場合、養生・吸引機で飛散防止を行うこと。
- ⑧ 消火栓、消火器等の使用法を全員に周知徹底すること。
- ⑨ 材料くずや不用になった梱包材などは持ち帰ること。
- ⑩ 片付けを行い、置忘れ確認後、運行支障のないことを最終確認すること。
- ⑪ 駐車場はないため、最寄りの有料駐車場を利用すること。

(2) 地下鉄駅構内広告作業（軌道内広告作業を除く。）

- ① 通路、階段、視覚障害者誘導用ブロック等、高齢者及び身体障害者等の通行を妨げないこと。
- ② 施設に損傷を与えないよう注意すること。
- ③ 照明やビス等の取扱い
 - ア 消耗品は使用者が随時補充すること。
 - イ 広告枠内に古い照明や備品等を放置しないこと。
 - ウ ビスは確実に締め、不足分は流用せず補充し、脱落防止を徹底すること。

- ③ 終車後に出入りする場合は、シャッターの開閉は、第三者が侵入しないよう作業責任者が責任をもって行うこと。

(3) 地下鉄軌道内広告作業

- ① 作業時の注意事項
 - ア. 送電中の架線には、直流 1,500V の高圧電流が流れており、感電の恐れがあるので、架線の 1.2m 以内には絶対に近づかないこと。
 - イ. 両方のレールに触れるように、脚立等金属製の物を置かないこと。（線路を短絡させないこと。）
 - ウ. 作業が完了しない場合においても、午前 4 時 30 分までに作業を中止し、資材・道具等を撤収し現場復旧すること。万が一、軌道内から退出できない場合は、直ちに運転指令（西神・山手線 191、海岸線 181）及び電力指令（151）へ連絡すること。

エ. 送電停止後に作業を行う場合、作業中は、現場の始末端に赤色の回転灯を設けておき、随時走行するモーターカー等に対して防護しておくこと。

また、モーターカー等通行の際は、作業責任者を配置し、接近したら、直ちに作業員、脚立等を退避させ、以下信号合図で誘導し、通行を確保すること。

停止信号…赤色旗、赤色灯、または白色灯（ないときは懐中電灯）を大きく左右に、かつ急激に振る。

進行信号…緑色旗、緑色灯、または白色灯を上下に緩やかに動かす。

（モーターカー警笛合図）

発進するとき	適度に単吹鳴	—————
注意を促すとき	適度に3吹鳴	—— ——— ———
事故危険等緊急事態を知らせるとき	急短に数吹鳴	— — — —

② 作業後の清掃

作業終了時は、清掃整理を行い、木片、はつり屑、布切れ等を残置しないこと。特に電線屑、針金等の金属類は、短絡事故の原因となるため、完全除去すること。

③ その他

ア. トンネル内の照明灯が3回点滅した場合は異常通報であり、架線の送電開始の可能性がある。直ちに作業を中止し、電力指令に連絡し指示に従うこと。

イ. 事故発生時は、作業責任者が指示を行い、運転指令・電力指令に状況を報告し指示を受けること。

ウ. 軌道内立入時は、拭取用ウエス準備し、ホーム階へ上がる際は必ず靴裏の鉄粉を除去すること（ホーム汚損防止）。

5 その他

掲出広告のモニター撮影は、開始・終了時に局職員に報告し承認を得たうえで、以下に留意すること。

- ・事故防止・安全確保の徹底
- ・通路・階段・視覚障害者誘導用ブロック等の妨げ防止、施設損傷防止
- ・駐車場はないため、最寄りの有料駐車場を利用すること
- ・交通局指定の腕章を着用し、認定証又は社員証を携行すること
- ・事務所等から作業駅・営業所等までの移動に関しては、乗車券を購入すること。無札乗車の場合は、関係例規に基づき規定の割増料金を徴収する。

以上

作業連絡簿（西神・山手線、北神線）

北神線停電確認

—

運輸課・運転指令区		受 付 令和 年 月 日		作業完了確認						
		第 号								
年月日										
時 間	: ~ :									
区 間 場 所	~									
主管課・係				連絡先 (電話)	昼間	内				
請 負 工 事 責 任 者	資格認定番号も記載すること				夜間					
そ の 他 関 係 者					会社					
					緊急					
作業件名					作業人数	名				
作業内容 (日:場所:内容)					ホーム作業					
					線路作業					
特記事項					駅長室立入					
					運転指令連絡					
					電力指令連絡					
					転てつ器転換					
					留置警備解除					
上記のとおり、区域内立入作業を承認願います。										
承認印	西神・山手 線 北神線	運輸課長	運転指令区長	運転指令区						
備 考 工事に従事する作業員は、指定の腕章を付けなければならない。										
関係連絡先	西神・山手線(☆:送付元 ○送付先)						北神線			
	運転指令区		施設課		信号通信・電力係		車両係		神戸電鉄	
	統合管区		保線区		変電区		検車区			
	名谷乗務区				電気区					
	運輸係									
	本庁運輸係		営業課				近鉄管区			

神戸市交通局

作業連絡簿 (海岸線)

運転統括所・鉄道運行係 	受 付 令和 年 月 日 第 号	作業完了確認
---	---	---

年月日		
時 間	:	~ :
区 間 場 所		

主管課・係	課 係	連絡先 (電話)	昼間	
請 負 工 事 責 任 者	資格認定番号も記載すること		夜間	
そ の 他 関 係 者			会社	
			緊急	

作業件名		作業人数	名
作業内容 (日:場所:内容)		ホーム作業	
		線路作業	
		駅長室立入	
特記事項		運転指令連絡	
		電力指令連絡	
		転てつ器転換	

上記のとおり、区域内立入作業を承認願います。

承認印		運転統括所長	鉄道運行係長	係		

備 考 工事に従事する作業員は、指定の腕章を付けなければならない。

関係連絡先	市交(☆:送付元 ○送付先)							
	運転指令区		施設課		信号通信・電力係		車両係	
	統合管区		保線区		変電区		御崎検修係	
	苅藻乗務区				電気区			
	安全対策係							
	本庁運輸係		営業課				近鉄管区	

神 戸 市 交 通 局

作業責任者



神戸市交通局広告作業

(業者名)

(資格認定番号)

- ① 腕章表示面積サイズ 幅：30～45 c m 高さ：7～9 c m
- ② 腕章は、作業責任者は黄色地、作業員は白地とすること。
- ③ 腕章に、「徽章」、「神戸市交通局広告作業」及び「業者名」を明記すること。また、作業責任者については、「作業責任者」及び「資格認定番号」を追記すること。
- ④ 神戸市交通局の徽章は、本様式内の徽章を使用すること。
- ⑤ 文字は、黒色・太字・ゴシック体とし、「作業責任者」はフォントサイズ 36、「神戸市交通局広告作業」はフォントサイズ 65、他の文字についてはフォントサイズ 24 とすること。